

港湾における放射線対策について

3月11日に発生した東日本大震災で被災した東京電力福島第一原子力発電所からの放射性物質流出を受け、日本発のコンテナ及び船舶の安全性に関し海外から懸念の声が上がっており、日本発のコンテナ及び船舶に対する放射線検査の実施・強化や京浜港等への寄港取りやめが確認されている。

このような事態を踏まえ、別添の通り、「港湾における輸出コンテナの放射線測定のためのガイドライン」及び「船舶に関する放射線測定のためのガイドライン」を定め、輸出コンテナ及び船舶の放射線測定に対する証明を実施するとともに、港湾内の大気及び海水について放射線測定を実施し、国土交通省ホームページにおいて公表することとする。

I. 港湾における放射線対策の概要

1. 輸出コンテナ

別添1「港湾における輸出コンテナの放射線測定のためのガイドライン」に基づき、放射線測定に対する証明を実施する。

2. 外航船舶

別添2「港湾における船舶に関する放射線測定のためのガイドライン」に基づき、放射線測定に対する証明を実施する。

3. 港湾内の大気

- ・港湾管理者が港湾区域内の大気の放射線測定を行う。
- ・測定結果は国土交通省ホームページに掲載する。

4. 港湾内の海水

- ・港湾管理者が港湾区域内の海水の放射線測定を行う。
- ・国が開発保全航路の海水の放射線測定を行う。
- ・測定結果は国土交通省ホームページに掲載する。

II. 実施時期等

平成23年4月28日より当分の間、実施する。

本対策については、外交ルートを通じ各国の港湾管理者・CIQ等関係機関への周知を行うとともに、港湾・海運諸団体を通じて関係企業等に周知を行う。